月２回発行　2020年４月１日　毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2351号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

センサーで重機接触防ぐ

接近感知して動作停止

戸田建設関東支店

特集Ⅱ

高齢者目線で安全機材開発

年2回健診・相談会開催し

忠武建基

ニュース

煙突や焼却設備に特定へ

厚労省ＷＧ　石綿の簡易届出対象

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
安全衛生動画レポートも配信中です

2020
4/1
No.2351

社労士が教える 労災認定の境界線

上司の発言を苦に出張先のホテルで自殺

＜執筆＞
一般社団法人ＳＲアップ21　東京会
高橋社会保険労務士事務所
所長　高橋　雅人

第311回

■ 災害のあらまし ■

Ａ社の営業所長兼サービスセンター長とした勤務していたＸが、出張先の宿泊していたホテルの窓から飛び降りて死亡した。

■ 判断 ■

本件の発生前、Ｘは営業所長とサービスセンター所長兼務は業務の負荷が過重であるため異動を要請しても認められていなかった。そのため年齢、経験、業務内容、労働時間、責任の大きさ、裁量性からみて、Ｘは精神障害を発症もしくはこれを相当増悪される程度に過重な心理的負荷を業務上負っていたと認められているとされていた。そこへ出張先のホテルで実施された懇親会場で、信頼していたＴ本部長から社長、取締役や同僚のサービスセンター所長達の前で個人的な問題を発言されたことが重なり、この発言による負荷は**業務上**のものと判断できる要素として考慮され、遺族補償年金および葬祭料支給が認められた。

■ 解説 ■

Ａ社は本社所在地で全国のサービスセンター所長を集合させ、２日間の研修を実施した。この研修には代表取締役社長ほか取締役も出席し、Ｘも参加した。第１日の研修終了後、出張先のホテルで懇親会が開催され研修参加者全員が出席した。その席上、Ｔ本部長はスピーチで、社長や取締役も含めた参加者全員の面前においてＸのことを、「俺が仲人をしたのにＸがおり、頭がいいのだが出来が悪い」「何をやらしてもアカン」「その証拠として奥さんから内緒の電話があり、『主人の相談に乗って欲しい』と言った」など発言した。社長がみかねて途中でスピーチを止めさせようとした

ほどあまりにも酷い内容であった。

懇親会終了後、Xは妻に「死にたい」と電話をし、妻が懸命に説得したが一方的に切った。翌日早朝、Xは宿泊先のホテルの窓から飛び降り自殺した。

T本部長の発言は、激励の意味を含んだ言葉としても、「妻が内緒で電話をしてきた」など通常公表されることを望まないプライベートな事情を、社長以下役員や大勢のサービスセンター所長の面前でばく露するもので、「出来が悪い」「何をやらしてもアカン」と面罵されたことは、本人にとり「無能呼ばわり」されたと同じもので、不適切な発言をしたとされた。さらに、Xの仲人をするなど頼みの綱として信頼してきたT本部長からの発言が、社長や同僚が揃った席でされたことで、心理的ショックは極めて大きいものであったと認められる。

問題となったT本部長の発言は、研修会終了後、社長以下研修参加者全員が出席する懇親会でされたもので、Xにかかった負荷は、業務上のものであると認められる。

したがって、T本部長の発言は職場において日常見受けられる職場のストレスと一線を画するものといえ、言われた者にとっては、にわかには忘れることの困難な、かつ明らかなストレス要因となる発言であり、社会通念上、精神障害を発症ないし増悪させる程度に過重な心理的負荷を有するとものと解される。

そしてこのストレスがXの精神障害の増悪の原因となり、その程度も大きいものであったと認められることからすると、T本部長の発言は業務起因性の判断の際の要素として考慮すべきとされた。

「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」の中、「既に発病している疾病の悪化の業務起因性」において「一般に、既に精神障害を発病して治療が必要な状態にある者は、病的状態に起因した思考から自責的・自罰的になり、ささいな心理的負荷に過大に反応するものであり、悪化の原因は必ずしも大きな心理的負荷によるものとは限らない」とされている。このことから、T本部長の発言がXの精神障害発症後に加わった心理的負荷であったとしても精神障害の増悪の原因となることについて検討は必要とされるかもしれないが、本件の場合、上司の発言がその内容および具体的状況から、社会通念上、精神障害を発症ないし増悪させる程度に過重な心理的負荷を有するものとして、業務起因性の判断の際の要素として考慮される場合があったことに留意する必要がある。



社会問題とされているパワハラでも人前で叱責することは見せしめになり相手に過度の負荷を与えるとされている。今回の事案は一種のパワハラであったともいえる。職場以外であっても、同僚たちの前で人格を否定するような発言をすることは心理的負荷を与え、最悪の場合、精神障害を発症させ自死に至る恐れがあることを経営者および管理者は自覚する必要がある。